

レポ・証券貸借取引のデータ収集について

2015年12月3日

日本銀行金融市場局

土川 顕

1. 国際的な議論
2. 最終報告書の概要
3. わが国におけるデータ収集の方向性
4. 今後の課題
5. 今後の主な予定

1. 国際的な議論

- FSBでは、2010年にG20の要請を受けて、シャドーバンキングのリスクや規制に関する議論を開始。その一環として、過去の金融危機時において、レポ・証券貸借取引に関する情報の欠如から当局によるリスクの把握と対応が遅れたとの教訓から、レポ・証券貸借取引の透明性向上に向けた検討を実施。
- 日本銀行は、金融庁とともに、レポ・証券貸借取引のデータ収集に関する検討主体として設置されたFSB作業部会（データ専門家会合）に参画。

(図表1) G20・FSBにおける議論の経緯

2010年11月	G20はソウル・サミットにおいて、FSBに対してシャドーバンキングの監視と規制の強化のための提言を策定するよう要請。
2013年8月	FSBは報告書「レポ・証券貸借取引のシャドーバンキングリスクに対処するための政策枠組み」を公表。レポ・証券貸借取引のデータ収集の大きな枠組みを決定。
2014年11月	FSBがレポ・証券貸借取引のデータ収集に関する市中協議書を公表。
2015年11月	FSBがレポ・証券貸借取引のデータ収集に関する最終報告書を公表。

2. 最終報告書の概要 ①背景

- FSBは報告書(2013年8月)の中で、①各国当局は、レポ・証券貸借取引について、定期的かつ粒度の高いデータを収集すること、②FSBは各国のデータを月次で集計したうえで、グローバルな傾向を定期的に公表すること、を提言。
- FSBでは、上記提言の詳細について検討を進め、市中協議書(2014年11月)を公表。その後、市中協議の結果を踏まえて、①各国当局による国内レベルのデータ収集、②FSBによるグローバル集計の枠組み等について纏めた最終報告書(2015年11月)を公表。

(図表2) FSB報告書(2013年8月)におけるデータ収集に関する主な提言内容

提言2	レポ市場に関する取引レベル(フロー)のデータおよび取引残高に関する定期的なデータが収集されるべきである。証券貸借市場についても、取引残高が定期的に収集されるべきであり、また、取引レベルのデータを収集することの実用性や有意性に関して更なる検討が行われるべきである。
提言3	FSBは、レポ・証券貸借取引に関する国・地域別の月次データを集約したうえで、レポ・証券貸借市場に関するグローバルな傾向を提供する。FSBは、各国・地域当局によるデータ収集にあたっての整合性を確保するとともにグローバルに集計する際の二重計上を最小化するため、データ収集および集約に関するグローバルレベルの基準を策定する。

2. 最終報告書の概要 ②収集対象取引

- 収集対象取引は、レポ取引、証券貸借取引、マージン・レンディング取引の3つ。グローバルレベルでの集計上、各国で収集するデータの整合性を確保する必要があることから、収集対象とする取引の定義は、法形式(契約書)等に基づいて整理されている。
- わが国については、レポ取引として国債現先取引およびCP現先取引、証券貸借取引として国債現担取引および貸株・株レポ取引、が規定されている。

(図表3) 収集対象取引の定義・主な契約書

対象取引	定義・主な契約書
レポ取引	<p>定義: 特定期日に同種同量の債券等を将来の所定期日に所定価額で買い戻す特約付きで、現金と交換に債券等を提供する取引</p> <p>契約書: 債券等の現先取引に関する基本契約書(国債現先取引、CP現先取引)、Master Repurchase Agreement (MRA)、Global Master Repurchase Agreement (GMRA)</p>
証券貸借取引	<p>定義: 当事者の一方(貸出者)が、他方(借入者)に債券を貸し出し、当事者間で合意された期間を経た後、借入者が貸出者に同種同量の債券を返済する取引</p> <p>契約書: 証券貸借取引に関する基本契約書(国債現担取引)、株券等貸借取引に関する基本契約書(貸株・株レポ取引)、Master Securities Lending Agreement (MSLA)、Global Master Securities Lending Agreement (GMSLA)</p>
マージン・レンディング取引	<p>貸付を受けることによって自らの取引ポジションでレバレッジをかける顧客に対して、金融機関(主に銀行や証券会社)が有担保ローンを提供する取引(ヘッジファンド向けに提供するプライム・ブローカレッジサービスの一部)</p>

(注) 中央銀行との取引は除く。

2. 最終報告書の概要 ③収集対象項目

- レポ・証券貸借取引ともに、業態、金額、レート、担保証券の種類・質、ヘアカット率など多岐に亘る事項を詳細に定義。

(図表4) 主な収集対象項目

レポ取引(ストックデータ)	証券貸借取引(ストックデータ)
報告者業態	報告者業態
契約種別(レポ/リバースレポ)	契約種別(証券貸/借)
市場セグメント(CCP経由か否か)	市場セグメント(CCP経由か否か)
カウンターパーティ(業態、法域)	カウンターパーティ(業態、法域)
取引の残存マチュリティ	取引の残存マチュリティ
取引金額	貸借証券額(時価)
レポレート	貸借料、担保金利
担保(時価、種別、格付、残存マチュリティ、通貨、法域)	担保(時価、種別、格付、残存マチュリティ、通貨、法域)
ヘアカット率	ヘアカット率
担保の再利用の可否	担保の再利用の可否

(注)レポ取引は、一部の項目(件数、金額、残存マチュリティ等)についてフローデータも収集。

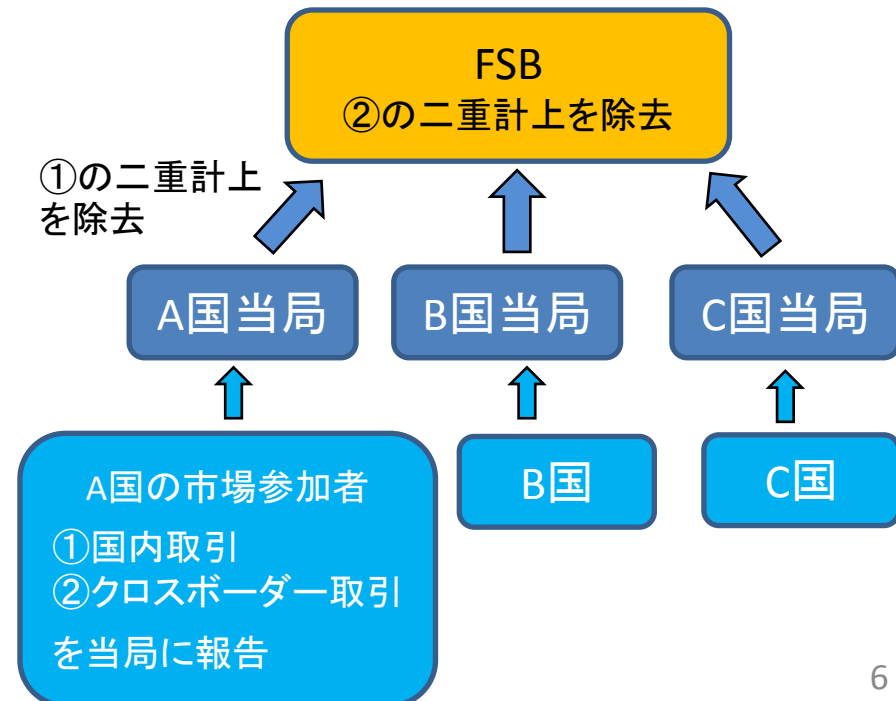
2. 最終報告書の概要 ④データ収集の構造、開始時期

- データ収集・集計の枠組みは、①各国当局が行う国内レベルと②FSBが行うグローバルレベルの2段階の構造。
- 各国当局は、国内に拠点を有する市場参加者のレポ・証券貸借取引等のデータを収集し、国内取引の二重計上を除去したうえで、その集計結果をFSBに報告。
- FSBによるデータ収集の開始時期は2018年末。

(図表5) 各国当局とFSBの役割分担

国内レベル (各国当局)	国内に拠点を有する市場参加者のレポ・証券貸借取引等のデータを収集し、国内取引の二重計上を除去のうえ個別取引情報の集計を行い、その集計結果をFSBに報告。
グローバルレベル (FSB)	各国当局より報告のあった集計データから、クロスボーダー取引の二重計上を除去のうえグローバルな集計を行い、各国当局と共有するとともに、一部を公表。

(図表6) データ収集の構造のイメージ



2. 最終報告書の概要 ⑤国内収集の枠組み

- 各国当局は、国内収集の枠組みの検討に当たって、①収集方法、②収集範囲、③収集頻度、④収集期限、について一定の裁量をもって決定することが許容されている。

(図表7) 国内収集の枠組み

収集方法	各国の市場構造に応じて、①取引当事者からの直接収集、②取引所、証券決済機関、CCP等からの収集、③取引情報蓄積機関(Trade Repository)による収集、といった方法から最適な方法を選択できる。
収集範囲	国内に拠点を有する取引当事者が行う①全ての取引、または②高度に市場を代表する部分集合、を選択できる。
収集頻度	データ収集は月次以上の頻度で実施。
収集期限	各国当局からFSBへの報告期限である「報告基準日から3週間以内」の範囲内で設定。

3. わが国におけるデータ収集の方向性

データ収集の枠組み

- データ収集の取り組みは、日本銀行と金融庁が共同で実施する。
- データ収集・集計、FSB報告の実務的な作業は、日本銀行が行う。

収集方法

- 取引当事者から直接、データを収集する。

収集範囲

- 取引上位先を中心とした部分集合とする。

収集頻度・期限

- 収集頻度は、月次とする。
- 収集期限は、報告基準日から5営業日程度とする。

4. 今後の課題

グローバルレベル

- FSBデータ専門家会合に2つの作業部会を新設し、2016年9月末を目途に、技術的な課題や情報共有等の課題を検討。
- FSBでは、レポ取引等によるレバレッジの積み上がり等を把握するため、2016年末を目途に、「担保回転率」の分析手法を特定するとともに、分析の前提となる「担保の再利用額」を収集項目とする提案について、検討を継続。

国内レベル

- データ収集の具体的な対象先を選定する枠組みを検討。
 - ―― 日本銀行と金融庁が共同で幅広い市場参加者を対象に取引量調査を実施予定。
- 収集データのフィードバック・対外公表方法の検討。

5. 今後の主な予定

～2016年9月末	FSBデータ専門家会合傘下の2つの作業部会において、技術的な課題や情報共有の課題等を検討
～2016年下期	幅広い市場参加者を対象に取引量調査を実施
2017年上期	取引量調査の結果等も踏まえ、データ収集の対象先を決定
2017～2018年	グローバルなパイロットテストに参加
2018年末	データ収集の開始